

機密性 2	
指定者	厚生労働省労働基準局 安全衛生部化学物質対策課長
有・無制限	
平成 25 年 1 月 31 日から 平成 35 年 1 月 31 日まで	

基監発 0131 第 2 号
基安化発 0131 第 1 号
平成 25 年 1 月 31 日

都道府県労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長
厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長

石綿ばく露防止対策の推進に当たって留意すべき事項について（一部改正）

標記の石綿ばく露推進については、平成 17 年 7 月 28 日付け基発第 0728008 号「石綿ばく露防止対策の推進について」及び同日付け基監発第 0728001 号・基安化発第 0728002 号「石綿ばく露防止対策の推進に当たっての留意すべき事項について」（以下「課長内かん」という。）をもって指示しているところであるが、今般、課長内かんについて、別添の新旧対照表の通り改めるので、その運用に遺憾なきを期されたい。

新	旧
基 監 発 第 0728001号 基 安 化 発 第 0728002号 平 成 17 年 7 月 28 日 一部改正 基 監 発 第 0704001号 基 安 化 発 第 0704001号 平 成 19 年 7 月 4 日 一部改正 基 監 発 第 0306001号 基 安 化 発 第 0306001号 平 成 21 年 3 月 6 日 一部改正 <u>基 監 発 0131 第 2 号</u> <u>基 安 化 発 0131 第 1 号</u> <u>平 成 25 年 1 月 31 日</u> 都道府県労働局労働基準部長 殿 厚生労働省労働基準局監督課長 厚生労働省安全衛生部化学物質対策課長 石綿ばく露防止対策の推進に当たって留意すべき 事項について 標記の石綿ばく露防止対策の推進については、平成17年7月28日付け 基発第0728008号「石綿ばく露防止対策の推進について」（以下「局長	基 監 発 第 0728001号 基 安 化 発 第 0728002号 平 成 17 年 7 月 28 日 一部改正 基 監 発 第 0704001号 基 安 化 発 第 0704001号 平 成 19 年 7 月 4 日 一部改正 基 監 発 第 0306001号 基 安 化 発 第 0306001号 平 成 21 年 3 月 6 日 都道府県労働局労働基準部長 殿 厚生労働省労働基準局監督課長 厚生労働省安全衛生部化学物質対策課長 石綿ばく露防止対策の推進に当たって留意すべき 事項について 標記の石綿ばく露防止対策の推進については、平成17年7月28日付け 基発第0728008号「石綿ばく露防止対策の推進について」（以下「局長

通達」という。)をもって指示されたところであるが、これが具体的な実施に当たっては、下記に留意の上、遺憾なきを期されたい。

記

1 石綿等が使用されている建築物等の解体等の作業に係る石綿ばく露防止対策について

(1) 計画届又は作業届の審査等(局長通達記の第2の2関係)

ア 計画届に係る実地調査

_____優先的に対象とすること。

イ 作業届に基づく個別指導

_____主体的能力を勘案し個別指導を実施すること。

ウ 作業届の台帳の整備

提出のあった作業届については、個別指導等の対象事業場の選定に活用するため、事業場名、受理時の指導の有無、作業の開始予定日等を記載した台帳を整備すること。

(2) 監督指導及び個別指導(局長通達記の第2の3関係)

ア 監督指導

通達」という。)をもって指示されたところであるが、これが具体的な実施に当たっては、下記に留意の上、遺憾なきを期されたい。

記

1 石綿等が使用されている建築物等の解体等の作業に係る石綿ばく露防止対策について

(1) 計画届又は作業届の審査等(局長通達記の第2の2関係)

ア 計画届に係る実地調査

_____優先的に対象とすること。

イ 作業届に基づく個別指導

_____主体的能力を勘案し個別指導を実施すること。

ウ 作業届の台帳の整備

提出のあった作業届については、個別指導等の対象事業場の選定に活用するため、事業場名、受理時の指導の有無、作業の開始予定日等を記載した台帳を整備すること。

(2) 監督指導及び個別指導(局長通達記の第2の3関係)

ア 監督指導

(ア) 重点事項

監督指導の実施に当たっては、次の事項を重点事項として、

[Redacted]

[Redacted] 確認

を行うこと。

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

(イ) 監督指導の対象

① 作業現場

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

(ア) 重点事項

監督指導の実施に当たっては、次の事項を重点事項として、

[Redacted]

[Redacted] 確認

を行うこと。

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

(イ) 監督指導の対象

① 作業現場

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

に対して、監督指導を実施すること。優先的に選定すること。

なお、実地調査又は個別指導と重複して実施する必要はないこと。

② 店社

について
は、
に対する監督指導を実施すること。

(ウ) 措置要領

① 労働安全衛生関係等法令違反が認められた場合には、所要の措置を講ずるほか、次によること。

② 削除

③
指導すること。

イ 個別指導

(ア) 重点事項

重点
とすること。

(イ) 個別指導の対象

に対して、監督指導を実施すること。優先的に選定すること。

なお、実地調査又は個別指導と重複して実施する必要はないこと。

② 店社

について
は、
に対する監督指導を実施すること。

(ウ) 措置要領

① 労働安全衛生関係等法令違反が認められた場合には、所要の措置を講ずるほか、次によること。

② 削除

③
指導すること。

イ 個別指導

(ア) 重点事項

重点とすること。

(イ) 個別指導の対象

前記(1)のイ[]に示す対象を中心に技術的、専門的な観点から指導を行うことが必要と認められるもの等のうちから、主体的能力を勘案し、個別指導を実施すること。

(ウ) 措置要領

個別指導を実施した結果、[]
[] 所要の措置を講ずること。

なお、前記のアの(ウ)の②及③に係る事項についても、必要な指導を行うこと。

(3) 留意事項

監督指導、個別指導及び実地調査の実施に当たっては、次の事項に留意すること。

ア 実施時期

監督指導等については、[]
[]
[] 実施すること。

イ 店社に対する監督指導

店社に対する監督指導については、[]
[]
[]
[]
確認を行うこと。

ウ 特定元方事業者の講ずべき措置

前記(1)のイに示す対象を中心に技術的、専門的な観点から指導を行うことが必要と認められるもの等のうちから、主体的能力を勘案し、個別指導を実施すること。

(ウ) 措置要領

個別指導を実施した結果、[]
[] 所要の措置を講ずること。

なお、前記のアの(ウ)の②及③に係る事項についても、必要な指導を行うこと。

(3) 留意事項

監督指導、個別指導及び実地調査の実施に当たっては、次の事項に留意すること。

ア 実施時期

監督指導等については、[]
[]
[] 実施すること。

イ 店社に対する監督

店社に対する監督については、[]
[]
[] 指導すること。

作業現場の監督指導等の
際には、
確認すること。

エ 付表の作成

監督指導、個別指導及び実地調査の実施時に別添1の「監督指導・個別指導・実地調査付表」を作成すること。

オ その他

監督指導等を実施するに当たっては、署内の関係する部署間で十分な連携を図ること。

2 石綿等の製造等の全面禁止の措置の徹底等について（局長通達記の第4関係）

(1) 全面禁止の措置の徹底

に対して指導を行うこと。

平成18年9月1日以降においても、法令で禁止されている石綿含有製品の製造、譲渡又は使用されている事案が散見されるところであり、近年においても、ガスケット、パッキン等の石綿含有シール材に係る事案が散見されていることから、次の事項に留意すること。

ア 中国、インドネシア、マレーシアにおいては、現時点で、石綿のうちクリソタイルの使用が禁止されていないこと。

ウ 付表の作成

監督指導、個別指導及び実地調査の実施時に別添1の「監督指導・個別指導・実地調査付表」を作成すること。

エ その他

監督指導等を実施するに当たっては、署内の関係する部署間で十分な連携を図ること。

2 石綿等の製造等の全面禁止の措置の徹底等について（局長通達記の第4関係）

(1) 全面禁止の措置の徹底

に対して指導を行うこと。

平成18年9月1日以降においても、法令で禁止されている石綿含有製品の製造、譲渡又は使用されている事案が散見されるところであり、近年においても、ガスケット、パッキン等の石綿含有シール材に係る事案が散見されていることに留意すること。

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted] 指導すること。

ウ なお、石綿の使用が規制されていないその他の国の情報について、把握され次第、本省化学物質対策課より情報提供する予定であること。

(削除)

(2) 石綿等を取り扱う事業場等における石綿ばく露防止対策

石綿等を取り扱い、又は試験研究のために製造する事業場に対する監督指導等については、次の事項に留意すること。

ア 重点事項

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

(2) 適用除外製品等の代替化の促進

全面禁止に係る適用除外製品等については、「石綿等の全面禁止に係る適用除外製品等の代替化等検討会報告書」(平成20年4月)において、平成23年度中までに全ての適用除外製品等について代替化等が可能と報告されたことを受け、今後、累次の政令改正により猶予の撤廃を行っていくこととしているところ、

[Redacted]

[Redacted] 指導を行うこと。

(3) 石綿等を取り扱う事業場等における石綿ばく露防止対策

石綿等を取り扱い、又は試験研究のために製造する事業場に対する監督指導等については、次の事項に留意すること。

ア 重点事項

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

79号)別表)

イ 監督指導又は個別指導の対象

監督指導又は個別指導の対象については、

事業場

を重点とすること。

また、

指導を行うこと。

(削除)

79号)別表)

イ 監督指導又は個別指導の対象

監督指導又は個別指導の対象については、

事業場を重点とする

こと。

3 計画的な対策の推進について

石綿ばく露防止対策のうち、局長通達記の第2及び第3に掲げる対策について、

その計画的な実施を図ること。

(1) 計画の策定

次の事項を中心として、平成21年度を初年度とする3か年計画を策定すること。この計画の策定に当たっては、石綿則が施行された平成17年度の実施状況及び平成18年度を初年度とする3か年計画により行った取組みの推進状況等を把握、分析の上で、当該3か年計画を作成するものとする。

ア 石綿則の周知

石綿等が使用されている建築物等の解体等の作業を行う事業

<u>3</u> 行政執行体制の整備について (1) 関係資料の整備 石綿による健康障害防止対策の推進のために、必要な基礎資料	者、発注者及び注文者、石綿等が吹き付けられている建築物の <u>損傷等による労働者への石綿ばく露のおそれのある建築物の</u> <u></u> <u></u> <u></u> <u></u> 留意すること。 <u>イ 地方公共団体等への要請等</u> <u>局長通達記の第2の1及び4の事項について、毎年度実施するな</u> <u>ど積極的な取組みを行うこと。</u> <u>ウ 監督指導、個別指導及び実地調査</u> <u>計画期間中は、</u> <u></u> 監督指導、個別指導及び実地 <u>調査の実施について、管内状況を踏まえ適切な業務量を確実に</u> <u>確保すること。</u> <u>(2) 計画の実施状況の把握及び評価</u> <u>計画の実施状況については、毎年、その実施状況を把握、分</u> <u>析し、その評価を行った上で次年度以降の計画の推進を図るこ</u> <u>と。</u> <u>なお、実施状況の把握に当たっては、計画届の届出件数及び</u> <u>作業届の提出件数並びに監督指導、個別指導及び実地調査の際</u> <u>に作成した付表等による石綿則の適否状況等を含めること。</u> <u>4</u> 行政執行体制の整備について (1) 関係資料の整備 石綿による健康障害防止対策の推進のために、必要な基礎資料
--	--

として労働基準行政情報システム等を活用する等により、石綿等を製造し、又は取り扱う事業場の情報の収集、整備を行うこと。

(2) 職員の安全確保及び研修の実施

ア 監督指導、個別指導及び実地調査において石綿等の除去作業等の現場に立ち入る際には、職員に配備した保護具を着用させ、石綿等のばく露防止対策を十分に行うこと。なお、保護具の使用方法等について研修を実施すること。

イ 吹き付けられた石綿等の除去作業、保温材等の除去作業については、事前調査における分析調査の要否、隔離作業の方法等に係る基本的な実施要領が確立されていることから、これらについて、「建築物の解体等における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」（建設業労働災害防止協会）等を活用して、必要な研修を実施すること。

(3) その他

次の事項について、局においてとりまとめの上、別添2により毎年1月末までに本省化学物質対策課に送付すること（平成24年分については、平成25年3月1日までに送付すること）。

ア 労働安全衛生法第88条第4項に基づく計画届の届出件数（安衛則第90条第5号の2に定める仕事に該当するもの）

イ 石綿障害予防規則第5条第1項に基づく作業届の提出件数

ウ 監督指導、個別指導及び実地調査の実施件数

として労働基準行政情報システム等を活用する等により、石綿等を製造し、又は取り扱う事業場の情報の収集、整備を行うこと。

(2) 職員の安全確保及び研修の実施

ア 監督指導、個別指導及び実地調査において石綿等の除去作業等の現場に立ち入る際には、職員に配備した保護具を着用させ、石綿等のばく露防止対策を十分に行うこと。なお、保護具の使用方法等について研修を実施すること。

イ 吹き付けられた石綿等の除去作業、保温材等の除去作業については、事前調査における分析調査の要否、隔離作業の方法等に係る基本的な実施要領が確立されていることから、これらについて、「建築物の解体等における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」（建設業労働災害防止協会）等を活用して、必要な研修を実施すること。

(3) その他

3の(2)により把握した実施状況のうち、次の事項について、局においてとりまとめの上、別添2により毎年1月末までに本省化学物質対策課に送付すること（平成20年分については、平成21年3月末までに送付すること）。

ア 労働安全衛生法第88条第4項に基づく計画届の届出件数（安衛則第90条第5号の2に定める仕事に該当するもの）

イ 石綿障害予防規則第5条第1項に基づく作業届の提出件数

ウ 監督指導、個別指導及び実地調査の実施件数

石綿等が使用されている建築物等の解体等作業 石綿ばく露防止対策
監督指導・個別指導・実地調査付表

実施年月日	年	月	日	監督署
-------	---	---	---	-----

石綿ばく露防止対策の実施状況
(平成 年)

労働局

労働安全衛生法第88条第4項に基づく計画届の届出件数（速報値） （安衛則第90条第5号の2に定める仕事に該当するもの）	件
石綿障害予防規則第5条第1項に基づく作業届の提出件数	件
監督指導、個別指導及び実地調査の実施件数	件

- （注） 1 上記のいずれについても、暦年で集計した件数を記入すること。
- 2 「監督指導、個別指導及び実地調査の実施件数」については、別添1の「監督指導・個別指導・実地調査付表」を作成した件数を記入すること。